

張家山漢簡「史律」に見える任用規定について

西川利文

〔抄録〕

張家山漢簡「二年律令」に含まれる「史律」は、文献史料の記載と重複する部分もあって注目される。しかし、その全体の内容については不明な部分が多く、これまでの研究でも十分に明らかにされたとはいえない。そこで本稿では、「史律」が史・卜・祝という専門職の属吏の養成を目的とするものだと考えて、これを、教育制度と属吏養成制度としての側面から分析した。その結果、「史律」の全貌はなお明らかにできないものの、そこには後の博士弟子制度と共通する面が存在することを指摘し、さらに今後の研究の方向性を提示した。

キーワード 張家山漢簡、史律、博士弟子制度、教育制度、属吏養成制度

はじめに

湖北省荆州市の張家山二四七号漢墓から出土した一群の竹簡（以下、張家山漢簡とする）に、「二年律令」と題される一連（五二六本）の法律文書がある⁽¹⁾。この「二年」は一般に呂後の二年（前一八六）と考えられ⁽²⁾、律令名を記した竹簡によって二八種の律令に分類される。その中に本稿で取り上げる「史律」も含まれ、それは表題簡を含む一四本の竹簡（簡四七四～簡四八七）からなっている。もちろん、それが本来「史律」と呼ばれたかは不確実な部分もあるが、いまはそれを問わない。ここでは、この一四本の竹簡を「史律」として扱う。

さて、その「史律」の内容であるが、それは史・卜・祝という属吏の養成や任用などに関する規定だと考えられる。ただ、その具体像については、そこに記される職名や用語などを中心として不明な部分が多く、これまでの研究でも十分に明らかにされたとはいえないようである。そこで本稿では、この規定を教育制度や属吏養成制度として見た場合、どのように評価できるのかについて、若干の考察を加えてみたい。

なお本稿で引用する釈文は、基本的に張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』（文物出版社、二〇〇一年）のものを用いることにし、必要に応じて他の訳注

あるいは先行研究の解釈を参照する⁽³⁾。また本稿では、「二年律令」の分類および簡の配列についても、この整理小組の釈文によっている。

一 学童に関する規定

「史律」には、前述のように史・卜・祝という三種の属吏の養成に関する規定が記されるが、この三種の属吏は「史律」では一体として扱われている。それを端的に示すものとして、簡四七四に

史・卜子、年十七歳学。史・卜・祝学童学三歳、学佾将詣大史・大卜・大祝、郡史学童詣其守。皆会八月朔日試之。

（史・卜の子、年十七歳にして学ぶ。史・卜・祝学童、学ぶこと三歳にして、学佾、将いで大史・大卜・大祝に詣り、郡の史学童は其の守に詣る。皆、八月朔日に会し、これを試す。）

という記載がある。ここでは、史・卜・祝の学童およびその管轄官府である大史・大卜・大祝が一括して扱われており、史・卜・祝の処遇を一括して規定する律が存在していたことは確実である。このように史・卜・祝を一括して扱うのは、その所属官府の大史・大卜・大祝の統括官府が、奉常（太常）だったことが一因だと考えられる⁽⁴⁾。

さてここに記されることを確認すると、史・卜・祝となるためには、まずそれぞれの「学童」として三年間学習し、それが終了すると各学童たちは、その年の八月一日にそれぞれの管轄官府——すなわち、史学童は大史、卜学童は大卜、祝学童は大祝、そして郡の史学童は郡守府——に赴いて、卒業試験とでもいうべき試験を受ける。その内容は、簡四七五～簡四七九に記される（後述）。

ところで、史・卜・祝が一体として扱われることからすると、冒頭の「史・卜子」には「祝」が落ちているとも考えられる⁽⁵⁾が、ここでは少なくとも、史・卜は漢初には原則としてその職が世襲されており、史・卜の子供が就学年齢（一七歳）に達すると、学童として三年にわたって教育を受けたことを確認しておこう。

なお周知のように、史が漢代以前から世襲だったことは、睡虎地秦簡・秦律十八種「内史雜」⁽⁶⁾に、

令赦（赦？）史毋從事官府。非史子毆、毋敢学学室。犯令者有罪。内史雜。

（赦史をして官府に従事せしむること母れ。史の子に非ざれば、敢えて学室に学ぶこと母れ。令を犯す者は有罪。内史雜）

とあることから確認される。ここに記されるような「学室」が、漢初にもあったのかはわからないが、各学童は、それぞれの所属官府のしかるべき機関で教育を受けたのだろう。そして彼らに施される教育内容は、試験の内容と一致していると考ええると、史学童は「十五篇」「八體

(體)」(簡四七五)、卜学童は「史書」「卜書」(簡四七七)、祝学童は「祝十四章」(簡四七九)などだったのだろう⁽⁷⁾。

以上のように、史・卜・祝となるためには、その前に一定期間、学童として専門教育を受けなければならず、試験に合格することによってその職に就くことができたのである。しかも、少なくとも史と卜は、親から子へと継承される、きわめて特殊な技能が必要な職だったと考えられる。すなわち、彼らは、国家の儀礼を掌る奉常(太常)に統括される大史・大卜・大祝に所属する属吏として、そこでの職をこなす専門職だったといえよう⁽⁸⁾。そして、史は一般的には書記官を意味すると考えられるが、「史律」に記される史は、そのような書記官一般を意味するものではなかったと考えられる。その意味では、郡に所属する史も、専門職としてとらえるべきだろう。

ちなみに、史・卜・祝の各学童が受けた卒業試験では、後に見るように一定のレベルに達していなければならず、必ずしも全員が合格するとは限らない。この試験の際の不合格者に対する規定が、簡四八〇の

不入史・卜・祝者、罰金四兩。学佾、二兩。

(史・卜・祝に入らざる者は、罰金四兩。学佾は二兩。)

という記載だと考えられる。これは、史・卜・祝の基準に達しない(「不入」)者に対する罰金規定であり、恐らくこれは、八月一日の試験で不合格になった者に関する規定なのだろう。それ故に、学童を引率してきた学佾に関する規定もあったと考えられる。そうすると、この簡は本来、簡四七四の直後にあったように思える。

ところで学佾は、学童を試験会場に引率するばかりでなく、簡四八四に

学佾敢擅繇使史・卜・祝学童者、罰金四兩。

(学佾、敢て擅に史・卜・祝学童を繇使する者は、罰金四兩。)

とあるように、学童を私的に使役することも可能なほど、学童たちと普段から密接な関係にあったと考えられる。すなわち、学佾は教官のような立場の存在だったのではなかろうか。それ故に、不合格となる学童が出た場合、彼らの教育担当者として責任を問われ罰金が課されたのではなかろうか。

以上から見ると「史律」簡四七四の内容は、史・卜・祝という専門職を養成するために、国家(漢の朝廷)が行う国家レベルでの教育制度だったといえよう。前漢の早い段階で、このような制度が整えられていたことは、漢代における教育という点で注目すべきである。

二 史に関する規定

次は、このように教育された学童たちが、どのように処遇されたかである。これを、簡四七五～簡四七九の記載によりながら、史・卜・祝の学童が卒業試験後にたどる進路を見てみたい。

まずは、文献史料との照合も可能な史学童について検討しよう。簡四七五・簡四七六には、
[試]史学童以十五篇、能風(諷)書五千字以上、乃得為史。有(又)以八體(體)試之、郡移其八
體(體)課大史。大史誦課、取寂(最)一人以為其県令／史。殿者勿以為史。三歳壹并課取寂
(最)一人以為尚書卒史。(／の部分で、次の簡に移る)

(史学童を試すに十五篇を以てし、能く五千字以上を諷書して、乃ち史と為るを得。また
八體を以て之を試し、郡は其の八體の課を大史に移す。大史誦課して、最一人を取りて以
て其の県の令史と為す。殿者は以て史と為す勿れ。三歳に壹たび并課し、最一人を取りて
以て尚書卒史と為す。)

とある。

これによると、史学童は、まず（大史府および郡守府においてそれぞれ）「十五篇」を試験
されて、それを五千字以上読んで書くことができれば（「能風(諷)書」）、史となることができ
る。そしてさらに、「八體」の試験が課され、その答案を（郡の史の分も合わせて）大史が評
価し（「大史誦課」）、その中の最優秀者一人を出身の県の令史とする。一方、「八體」の試験の
最下位の者は史としてはいけない（すなわち、一旦、史となった者を採用取り消しにする）。
そして三年に一度、答案を総合評価して（「并課」）、その最優秀者一人を尚書卒史とする⁽⁹⁾。

以上の過程を官吏の任用・昇進という点から見ると、史学童は試験を受けつつ、学童→史→
県令史→尚書卒史となっていくことになる。もちろん、県令史と尚書卒史になるのは、かなり
狭き門であり、なおかつ県令史の中から尚書卒史が選ばれるとは限らないが⁽¹⁰⁾、この通りに
職を移った場合、これをどのように評価できるかを官秩の面から考えてみよう。ただし、同じ
「二年律令」に含まれる、漢初の官僚の官秩を記した「秩律」には、史・県令史・尚書卒史の
職名が記されないから、同時期の官秩を確定することはできないので、後の時期の官秩から推
測してみたい。

『漢書』卷一九百官公卿表上の記載によると、属吏（少吏）の秩には、上から順に「有秩
（百石）」「斗食」「佐史」という三つがあったが、県令史は、筆者が以前に分析した尹湾二号
木牘の記載を参考にすれば、そのうちの「斗食」の秩だと考えられる⁽¹¹⁾。とすれば、県令史
を中間の秩として、下位の史は佐史の秩、そして上位の尚書卒史は有秩（百石）という関係が
描けそうである。

文献史料には、尚書卒史が有秩（百石）だったと推測できる史料が散見される。例えば『漢
書』卷五八兒寛伝の「補廷尉文学卒史」に付される顔師古の注に、「臣瓚曰、漢注、卒史、秩
百石」とあるように、一般的には卒史は有秩の職だったと考えられる⁽¹²⁾。とすれば、三年に
一度行われる「并課」では、毎年行われる「誦課」によって就く県令史（＝斗食）よりも上位
の地位（＝有秩）が用意されていたことになり、それだけ重要な試験だったといえそうである。

これがいえるとすれば、その出発点となる史は、佐史の秩だということになる。それを裏
付けられそうな記載として「史律」の簡四八一に、

□□大史官之、郡、郡守官之。ト、大ト官之。史・ト不足、乃除佐。

(□□は、大史、之を官とし、郡(の史)は、郡守、之を官とす。トは、大ト、之を官とす。史・ト足らざれば、乃ち佐より除す。)

という記載がある⁽¹³⁾。これによれば、史やトに不足が生じた場合、彼らが所属する大史・大トおよび郡府の「佐」から補充することになっている。「佐」は佐史の秩だと考えられるから、この「佐」が学童のような専門教育を受けていたのかは不明であるものの、史・トは、「佐」と同等か、若干上位だったと考えられる。このように考えれば、史学童は試験を通じて、史(=佐史)から県令史(=斗食)そして尚書卒史(=有秩)へと昇進していく可能性があったといえるだろう。

ところで、この史(学童)の部分については、周知のとおり文献史料に類似の記載がある。それは、『説文解字』叙の

尉律、学僮十七已上始試。諷籀書九千字、乃得為史。又以八體試之。郡移大史、并課取者、以為尚書史。書或不正、輒举劾之。

(尉律、学僮十七已上にして始めて試す。籀書九千字を諷して、乃ち史と為るを得。又た八體を以て之を試す。郡は、大史に移し、并課して取者は以て尚書史と為す。書の或いは正しからざれば、輒ち之を举劾す。)

という記事と、『漢書』卷三〇芸文志の

漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試学童、能諷書九千字以上、乃得為史。又以六體試之、課最者、以為尚書御史史書令史。吏民上書、字或不正、輒举劾。

(漢興り、蕭何律を草し、亦た其の法を著して曰く、太史、学童を試し、能く九千字以上を諷書して、乃ち史と為るを得。又た六體を以て之を試し、課の最たる者は、以て尚書御史史書令史と為す。吏民上書して、字の或いは正しからざれば、輒ち举劾す。)

という記事である。この二つの記事については、従来からさまざまな解釈がなされているが⁽¹⁴⁾、一見して、「史律」の前掲部分が省略された記事の可能性が高いと推測できよう。

本稿の観点からいえば、『説文』と芸文志のいずれにおいても、学童(学僮)としての就学から卒業までの記載がなく、『説文』では一七歳を受験年齢としている。さらに「八體」ないし「六體」の試験の直後に、県令史への任用記事が抜けていて、昇進手続きが一段階省略されている。また芸文志の「尚書御史史書令史」という職名は、従来からいくつかの解釈が示されているが、誤りないし錯簡であることは明らかで、本来は「史律」や『説文』に記されるような尚書(令)に属する属吏の名称だったのだろう。あるいは前段の「県令史」との混乱が起きているのかもしれない。いずれにしても、以上二つの記事が「史律」と同じものだったとすれば、このような省略は、そこに盛り込まれた本来の内容を反映しないものとなったといえる。さらにいえば、文献の記載は、「史律」の史(学童)の部分のみを取り出し、一般的な書記官としての史に読み替えたのではないだろうか。

三 ト・祝に関する規定

史（学童）に関する規定が、以上のように試験を受けつつ昇進していくことの可能性を盛り込んだものだとすると、ト（学童）・祝（学童）についても同様のことが見て取れるだろう。そこで次に、史（学童）についての分析を前提に、ト（学童）・祝（学童）の場合を検討しよう。

ト学童の処遇については、簡四七七と簡四七八に

ト学童能風（諷）書史書三千字、徴ト書三千字、ト九発中七以上、乃得為ト、以為官処。其能誦三万以上者、以為ト上計六更。缺、試脩法、以六発中三以上者補之。（／の部分で、次の簡に移る）

（ト学童、能く史書三千字を風書し、ト書三千字を徴し、トするに九たび発して七以上を中てれば、乃ちトと為るを得、以て官処（官佐？）と為す。其の能く三万以上を誦する者は以てト上計六更と為す。欠ければ、脩法を試し、六たび発して三以上を中てる者を以て之に補す。）

とある。この二本の簡については、内容的につなげられるか不安があり、なおかつ各釈文・注釈で文字に異同があり、にわかに判断できない部分がある。そこで、ここでは整理小組の釈文に基づいて内容を考えると、ト学童は試験で、「史書」を三千字読んで書き（「風（諷）書」）、「ト書」を三千字読み（「徴」⁽¹⁵⁾）、実際の占いを九回行って七回以上の中すれば⁽¹⁶⁾、トとなる。さらに、三万以上を読めた（「能誦」）者は、ト上計六更とする。それに欠員が出た場合、脩法を試験して、占いを六回行って三回以上の中すれば、ト上計六更に任用する、ということになるだろうか。

ト（学童）の場合は「史書」「ト書」に関する知識と、実際のト占の能力を試され、史（学童）が「十五篇」の「風書」のみだったのに対して、一見すると、トになるためには、かなり高度な知識と技能が必要だったようにも見える。そしてさらに試験を受けて合格すれば、ト上計六更という上位の職に就けたようである。

これを前の史（学童）の場合から彼らの立場を推測すると、トは史と同じ佐史の秩だと考えられ、ト上計六更はトよりも上位の地位に当たることから、史（学童）の場合の県令史と同じ斗食の秩となろう。そして脩法は、試験によってト上計六更になることになっているから、立場的にはトと同等（＝佐史）だとみなせるのではなかろうか。ちなみに、「官処」の部分は「官佐」と解釈されることもあり⁽¹⁷⁾、これがいえるとすれば、「官佐」は佐史の秩だと考えられるから、トの秩が佐史だということが確かめられることになる。そうすると、前に示した簡四八一の内容も、史・トに不足が生じた場合、同じ地位の「佐」から補充したということになるだろう。

次に祝（学童）の場合を見ておこう。祝（学童）については、簡四七九に

以祝十四章試祝学童、能誦七千言以上者、乃得為祝五更。大祝試祝、善祝・明祠事者、以為冗祝、冗之。

(祝十四章を以て祝学童を試し、能く七千言以上を誦する者、乃ち祝五更と為すを得。大祝、祝を試し、祝を善くし、祠事に明るき者は、以て冗祝と為し、之に冗たらしむ。)とある。これによると、祝学童は、「祝十四章」によって試験され、それを七千言以上読めた(「能誦」)者を祝の五更とする。そして大祝は、祝を試験して、「善祝」「明祠事」と判断した者を冗祝とする、ということになる。

祝(学童)の場合、最初の試験は「祝十四章」の「誦」のみで、史(学童)の場合と変わらないが、学童からの試験に合格した場合、単なる「祝」という呼称ではなく、「祝五更」と呼ばれた⁽¹⁸⁾。その次は、大祝が、祝(全員か?)を対象に試験を行い、その能力によって、「冗祝」という上位の職につけるのであろう。そうすると、祝五更が史・トと同列の地位(=佐史)だということになり、その上位(=斗食)が冗祝となる。

以上から見ると、「史律」の史・ト・祝には、学童の時の試験と、史・ト・祝についてからの昇進試験ともいえる試験があったことが判明する。彼らは、少なくともこの二度の試験によって、専門職としての地位を高めていったとえる。

おわりに 一今後の展望として一

以上で分析したように、張家山漢簡「二年律令」の「史律」に分類されている一連の竹簡群のうち、本稿で分析した簡四七四～簡四八一の内容は、史・ト・祝の候補者(学童)を三年間にわたって教育し、その達成度を試験によって測って、一定の基準をクリアした者を史・ト・祝という専門職の属吏に採用するものであり、さらに史・ト・祝の中で、より優秀な者をさらに上位の属吏へ任用しようとすることを示した規定である。すなわち、「史律」の柱の一つは、国家が行う教育制度と属吏養成制度が一体になった制度の運用を規定したものである。

ところで、「史律」のような制度は、「二年律令」の時代よりも六〇年ほど降った武帝の元朔五年(前一二四)に創始された、博士弟子制度(「功令」と共通する点を持っている。すなわち、学童に相当するのが博士弟子、学伋に相当するのが博士で、博士の下で勉強した博士弟子は、卒業試験を受け、その成績に従って文学掌故を中心とする職につけられたのである⁽¹⁹⁾。両者はこのように共通する面をもっており、(教育の内容は異なるとはいえ)教育制度としては、「史律」が博士弟子制度の先蹤をなすものとして位置づけることもできよう。

しかし、「史律」の史・トが世襲制だったのに対して、博士弟子制度では、基本的に出自にかかわりなく資格審査によって博士弟子が選抜された。これは、明らかに異なる点であり、属吏の採用が、世襲から選抜へと移行していく過程を反映しているのかも知れない。この点は、今後さらに検討していかなければならない問題である。

ところで「史律」でも、今回ほとんど取り上げなかった簡四八二～簡四八六の記載には、まだまだ不明の点があり、本稿のような観点に立ってどのように評価できるか、今後さらに深めていかなければならない。また、博士弟子制度との関連についても、「史律」からの継承関係をもう少し踏み込んで考えなければならぬ。さらに博士弟子制度を規定したものは「功令」と呼ばれた。このことは、居延漢簡に見える「功令第卅五」や、張家山漢簡の中でもまだ全貌が公表されていない三三六号墓出土の「功令」などとの関係を検討する必要があることを意味する⁽²⁰⁾。

最後に、「史律」の対象となっている大史（太史）・大卜（太卜）・大祝（太祝）という官府と、博士弟子制度の主体となる博士は、いずれも国家の儀礼・祭祀を掌る太常（奉常）の属官だったことは注目すべきであろう。すなわち、太常は、儀礼・祭祀を掌る官府であるとともに、教育を掌る機関だったといえそうである。この観点からの検討も必要である。

〔注〕

- (1) 張家山二四七号墓および同墓出土の竹簡の基本的情報については、荆州地区博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九八五一一）、張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」（『文物』一九八五一一）、および彭浩「湖北江陵出土前漢簡牘概説」（大庭脩編『漢簡研究の現状と展望』、関西大学出版部、一九九三年）を参照。
- (2) この点については、富谷至「緒言—江陵張家山二四七号墓出土漢律によせて—」（富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇』所収、朋友書店、二〇〇六年）を参照。
- (3) 本稿で参照したのは、次の訳注・論考であるが、特別な場合を除き、本稿では参照などを一々注記しない。

李学勤「試説張家山簡〈史律〉」（『文物』二〇〇二一四）

曹旅寧「張家山漢簡《史律》考」（同『張家山漢律研究』所収、中華書局、二〇〇五年。二〇〇二年初出）

早稲田大学簡帛研究会「江陵張家山二四七号漢墓竹簡訳注（二）賦律訳注2・史律訳注1」（『長江流域文化研究所年報』二、二〇〇三年）=早大「訳注」

朱紅林『張家山漢簡《二年律令》集釈』（社会科学文献出版社、二〇〇五年）=『集釈』

広瀬薫雄『《二年律令・史律》札記』（『楚地簡帛思想研究』二、湖北教育出版社、二〇〇五年）

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）（修訂本）』（文物出版社、二〇〇六年）=『修訂本』

高村武幸「漢代の官吏任用と文字の知識」（同『漢代の地方官吏と地域社会』所収、汲古書院、二〇〇八年。二〇〇六年初出）

富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇』（朋友書店、二〇〇六年）=京大『訳注』

彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書——張家山二四七号漢墓出土法律文献釈読』（上海古籍出版社、二〇〇七年）=『釈読』

- (4) この三つの官については、『漢書』卷一九百官公卿表上・奉常（太常）の条に「属官有太楽・太祝・太宰・太史・太卜・太医六令丞」とある。また「二年律令」の「秩律」簡四六一に「……大卜・大史・大祝……」と記され、その官秩は、整理小組の釈文の配列に従うと「各六百石」（簡四六四）となる。同じく「秩律」簡四四一に「……奉常、秩各二千石」と見えるが、大卜・大史・大祝と奉常の統属関係まではわからない。

なお『漢書』卷一九百官公卿表には、太祝の名称変更の記事に続いて「武帝太初元年、……初

置太ト」と記され、太トが太初元年(前一〇四)にはじめて設置されたように記すが、「秩律」の記事からも明らかなく早くから存在した。恐らく太トは、後にも太史に併合されるように(注8参照)、太史との関連が深く、併合・独立を繰り返していたのかもしれない。

- (5) 次の句で「史・ト・祝」と併記され、また以下しばらく「祝」についても言及されているので、ここも本来は「史・ト・祝子」となっていた可能性もある。ただし、史・トにのみ言及する簡(簡四八一～簡四八三)も存在するので、冒頭に「祝」があったとは断言できない面もある。そこでここでは、祝をはずして考えておきたい。

ちなみに、簡四八三に「史・ト属郡者、亦従事」という記載があり、トも郡にいた可能性がある。しかし、祝が郡府に存在した可能性はなさそうである。また、簡四八二に「大史・大ト謹以吏員調官史・ト県道官」とあるように、史・トは県・道にも存在したが、それは大史・大トが定員(吏員)に基づいて配属した。このように、史・トのみが対象になっている簡もあるように、史とトとの関連性が深いことに注目しておきたい。

- (6) 釈文については、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)を参照。
- (7) ここに示した教育内容を示すと考えられる書物の実態がどのようなものなのかは、にわかに判断できない。そこで本稿では、これらの内容についての検討は行わない。ただ、少なくとも、史(学童)に関する「十五篇」や「八體」を、『説文』や『漢書』芸文志の記載と無批判にひきつけて、それぞれを『史籀篇』や書体と即断することは、慎むべきだと考える。

- (8) 史・ト・祝が所属する太史・太ト・太祝のうち太史・太祝の職掌については、後漢時代のことではあるが、『統漢書』志二五・百官志二に「太史令一人、六百石。本注曰、掌天時・星曆。凡歳将終、奏新年曆。凡国祭祀・喪・娶之事、掌奏良日及時節禁忌。凡国有瑞应・災異、掌記之」、「太祝令一人、六百石。本注曰、凡国祭祀、掌誥祝、及迎送神」と記される。さらに「有太ト令、六百石、後省并太史」とあるように、太トは太史に併合される。従って、太史の職掌の中に、本来は太トの職掌だったものが含まれている。このような職掌を持つ官府の属吏として、史・ト・祝を位置づけて、その性格を考えるべきだろう。

なお『統漢書』百官志二の太史令・太祝令条の注には、それぞれ『漢官』が引かれ、各官府に属する属吏が具体的に掲げられる。それによると、太史令には「太史待詔三十七人、其六人治曆、三人龟卜、三人廬宅、四人日時、三人易筮、二人典禋、九人籍氏・許氏・典昌氏各三人、嘉法・請雨・解事各二人、医一人」、そして太祝令には「吏員四十一人、其二人百石、二人斗食、二十二人佐、二人学事、四人守学事、九人有秩。百五十人祝人、宰二百四十二人、屠者六十人」という属吏があった。ここに見える「祝人」などが、「史律」の史・ト・祝に相当するのだろうか。

- (9) 前掲注(7)に示した「十五篇」や「八體」の他にも、「風(諷)」と「誦」の意味の違い、「誦課」「并課」の内容の差をなど、全体の内容については、さまざまな解釈が可能である。その詳細は別稿に譲ることにし、ここでは本文に示したような解釈をしておく。なお「課」について、本稿では動詞ではなく名詞としてとらえ、「試験の答案」と考えている。この点については、前掲注(3)の広瀬論文を参照した。
- (10) 簡四八四に「史・ト年五十六」とあるように、かなり高齢の史・トの存在が想定される。多くの者は、ほとんどの期間を史・トのままで過ごしたのかもしれない。
- (11) 拙稿「漢代における郡県の構造について—尹湾漢墓簡牘を手がかりとして—」(『文学部紀要』(佛教大学文学部)八一、一九九七年)。
- (12) ただ「二百石卒史」が存在したことも確かである。例えば、『漢書』卷八九循吏伝の黄霸伝に「後復入穀沈黎郡、補左馮翊二百石卒史」とあり、その顔師古注に「如淳曰、三輔郡得任用它郡人、而卒史独二百石、所謂尤異者也」とある。しかしこれは、特殊な場合である。
- (13) 冒頭の「□□」は、前掲簡四八二に「官史・ト」という記載があることを参照すれば、「官史」の可能性もある。

- (14) ちなみに、前掲注(3)の早大「訳注」は、「史律」とこれら二つの文献の記事とを比較対照していて、その異同が確認できる。
- (15) 「徴」字については、前掲注(3)の『修訂本』などの指摘に従って、「誦」字として解釈した。
- (16) 积文の「卜九筮中七以上」の「九」と「七」については、前掲注(3)の『修訂本』などは、それぞれ「六」と「一」に解釈する。ここでは、この部分の解釈を保留したい。いずれにしても、一定以上の的中率を確保することが必要だった。
- (17) この点については、前掲注(3)の『积読』を参照。
- (18) 簡四八六に「疇尸・茜御・杜主楽、皆五更、属大祝」とあり、「五更」とされる大祝所属の職が見える。これらの地位も、祝と同等（＝佐史）なのだろうか。「史律」に見える「更」の解釈については、訳注類の他に、広瀬薫雄「張家山漢簡所謂《史律》中有関践更之規定的探討」（『人文論叢』二〇〇四年巻、武漢大学出版社、二〇〇五年）を参照。
- (19) 博士弟子制度の内容については、拙稿「漢代博士弟子制度について—公孫弘の上奏文解釈を中心として—」（『鷹陵史学』一六、一九九〇年）を参照。
- (20) 張家山三三六号墓については、荊州地区博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九九二・一九）、および前掲注(1)彭浩論文を参照。またここに提示した「功令」をめぐる検討の必要性については富谷至「晋泰始令への道—第一部 秦漢の律と令」（『東方学報』京都七二、二〇〇〇年）を参照。

（にしかわ としふみ 人文学科）

2008年10月8日受理